別記第２号様式（第２条第３項第２号）

土地利用計画明細書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 土地の現況 | | | 土地利用計画内訳（ｈａ） | | | | | | | | |
| 区分 | 面積  （ｈａ） | 比率（％） | 残置森林(15年生超） | 残置森林  (15年生以下) | 造成森林 | 造成緑地 | その他の土地 | | | | 備考 |
|  |  |  |  |
| 事業区域内の森林 | Ａ |  | Ａ１ | Ａ２ | Ａ３ | Ａ４ | Ａ５ | Ａ５ | Ａ５ | Ａ５ |  |
| 農地 | Ｂ |  |  |  | Ｂ３ | Ｂ４ | Ｂ５ | Ｂ５ | Ｂ５ | Ｂ５ |  |
| 宅地 | Ｂ |  |  |  | Ｂ３ | Ｂ４ | Ｂ５ | Ｂ５ | Ｂ５ | Ｂ５ |  |
| その他 | Ｂ |  |  |  | Ｂ３ | Ｂ４ | Ｂ５ | Ｂ５ | Ｂ５ | Ｂ５ |  |
| 事業区域 | Ｃ＝（Ａ＋Ｂ） |  | Ｃ１ | Ｃ２ | Ｃ３ | Ｃ４ | Ｃ５ | Ｃ５ | Ｃ５ | Ｃ５ |  |
| 森林率 | （開発行為の目的） | | （Ａ１＋Ａ２＋・・・・）÷Ａ×100＝　　．　％ | | | | | | | |  |
| 残置森林率 | Ａ１÷Ａ×100＝　　．　％ | | | | | | | |  |

注

１　事業区域内の森林は、森林法第5条に規定する地域森林計画により確認すること。

２　Ａの土地利用計画の内訳をＡ１～Ａ５欄に、またＢの土地利用計画の内訳をＢ３～Ｂ５欄に記載すること。また、面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第５位を切り捨てて記載すること。

３　残置森林は、Ａ１欄（15年生を超える森林）とＡ２欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあっては区分を要しないものとし、Ａ１欄に総面積を記載すること。

４　森林率及び残置森林率は、小数点以下第２位を切り捨てて記載すること。森林率を求める際の計算式の分子は、別荘、ゴルフ場、宿泊施設、レジャー施設、工場及び事業場の場合にあってはＡ１＋Ａ２＋Ａ３とし、住宅団地の場合にあってはＡ１＋Ａ２＋Ｃ３＋Ｃ４とし、砂利・岩石・土採取及び建設発生土埋立ての場合にあってはＡ１＋Ａ２＋Ａ３＋Ａ４とし、開発行為の目的の態様や周辺における土地利用の実態から判断してやむを得ないと認める場合にあってはＡ１＋Ａ２＋Ｃ３として、それぞれの数字を算定した結果を記載すること。残置森林率は、開発行為の目的が別荘、ゴルフ場、宿泊施設及びレジャー施設である場合のみ記載すること。

５　事業区域については、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合にあっては20ha以下とする。）、③複合開発における目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の土地利用計画明細書を作成すること。

６　一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。